

会 議 記 録			
会議の名称	議会運営委員会		会議場所 全員協議会室
			担当職員 加藤 太郎
日 時	令和4年1月31日(月曜日)		開 議 午前 10時 03分
			閉 議 午前 10時 36分
出席委員	◎木曾 ○西口 三上 平本 松山 藤本 菱田 ＜福井議長、小川副議長＞		
執行機関 出席者			
事務局 出席者	山内事務局長、井上次長、加藤副課長、熊谷総務係長、佐藤主任、小野主任		
傍 聴	可	市民0名	報道関係者0名 議員0名(一)

会 議 の 概 要

10:03

[木曾委員長 開議]

1 議会運営委員の選任について

＜事務局長＞

議会運営委員の選任については、委員会条例により議長に選任いただくことになっている。また先例・申合せにより、新たな委員の選任については、幹事会で内定した後、議会運営委員会に諮ることとなっており、先ほど幹事会で内定いただいたところである。このメンバーが新委員になられることを確認いただき、議長に選任いただきたく考えている。

＜木曾委員長＞

議会運営委員2名に変更があったので、確認いただきたいがよいか。
—全員了—

2 令和3年亀岡市議会定例会令和4年2月特別議会について

[事務局長 説明]

＜木曾委員長＞

日程は2月7日のみ、議会期間1日間となるので、確認願う。

3 議長・副議長選挙について

＜事務局長＞

亀岡市議会においては、例年1月末を会派移動の届出期限としており、議会役員人事について変更があると決定される場合は、2月の特別議会において正副議長選挙等を行っていただくことになる。議長・副議長に関する先例・申合せでは、「議長及び副議長は1年交代を例とする。ただし、議長は2年を限度として再任を妨げない。」とあり、また議長選挙に関しては、「1年交代の申合せで実質再選の場合、あらためて選挙は行わなかった例がある。」と規定されている。これらの先例・申合せに基づき、正副議長選挙については、2月特別議会において協議いただくことになると考えている。

<木曾委員長>

議長については、任期は1年であるが2年を限度として再任を妨げないとなっている。議長立候補者がいない場合は、議長は再任となる予定である。副議長については、1年交代となっており、選挙を実施することになるので確認願う。手続きについては幹事会で進めていただく。このようなことでよいか。

—全員了—

4 再開日（2月7日）の議事について

[事務局長 説明]

<木曾委員長>

このような議事で進めることでよいか。

—全員了—

5 議席について

<木曾委員長>

17番の藤本議員以後の議席が繰り上がっている。議席については、このとおり確認いただきたいがよいか。

—全員了—

6 2月7日の会議予定について

[事務局長 説明]

<木曾委員長>

去年は当初に議案送付があり、午前中は本会議で提案理由説明や付託の後、委員会審査、本会議で表決といった日程であった。今回は当初に議案送付がないので、スムーズに議会進行できるのではないかと考えている。議会進行の流れが昨年と違うので、各会派徹底いただきたい。このとおり進めることでよいか。

—全員了—

7 委員の選任について

<事務局長>

常任委員、議会運営委員、特別委員の選任については、委員会条例で2年任期と規定されており、前年と同じ委員構成により委員会運営いただくことが基本であると考えている。2月7日の本会議では、すべての議事が終了する最後の段階で、構成が確定した委員の一覧を議場で配付する取扱いとなる。

<木曾委員長>

委員の選任については、説明のとおり確認いただきたいがよいか。

—全員了—

8 正副委員長の互選について

<事務局長>

正副委員長の互選については、各委員会において実施いただく。先例・申合せにより、常任委員会と議会運営委員会の正副委員長は1年の任期である。また、任期当初から設置されている特別委員会の正副委員長の任期は2年とされている。本年については、常任委員会と議会運営委員会の正副委員長を基本に互選いただくことに

なる。

<木曾委員長>

正副委員長の互選については、このとおり確認いただきたいがよいか。

—全員了—

9 組合議会議員、審議会委員等について

<事務局長>

現在の組合議会議員等について、別紙により確認願う。正副議長のあて職の組合議会議員については、正副議長の交代により本会議での選挙により決定いただくことになる。また、常任委員長と常任委員のあて職の組合議会議員は、各委員会では協議の上で選出いただき、本会議での選挙となることを確認願う。

<木曾委員長>

組合議会議員、審議会委員等については、このとおり確認いただきたいがよいか。

—全員了—

10 議会運営上の新型コロナウイルス感染症対策について

<事務局長>

従来と同様の対応をより徹底して実施することとしたい。なお、傍聴については、先の議会運営委員会で決定いただいたとおり、傍聴者に自粛を呼びかけることとして、12月議会のときの対応とは変わってくる。前回、菱田委員から国会の状況として半数で対応している会議があるとお聞きしたが、国会の一部の会議ではそのような形となっているようである。2月特別議会の議案審査や選挙については、あまり密にならず時間的に短いこともあり、その点も含めて協議いただければと思う。

<木曾委員長>

12月議会と異なって、感染症対策を充実させる観点から、傍聴自粛を呼びかけることとしている。私も国会での対応を確認したが、本会議においては減員しておらず、委員会等で込み合う場合に人数制限していることがあると聞いている。2月特別議会に関しては、それぞれが密にならないような対応や換気等の対策をとっていききたい。

<菱田委員>

そのような状況を認識しておくべきということで、お調べいただいたと思っているので、決定いただいた対応で結構である。

<事務局長>

事務局としても、感染症対策を徹底していきたい。

11 その他

(1) タブレット端末及び文書共有システム等について

<事務局長>

前回の会議で提示させていただいた亀岡市議会タブレット端末及び文書共有システム等使用基準については、一旦会派に持ち帰り検討いただくこととなっており、各会派での検討結果を報告いただきたいと思っている。その上で使用基準について決定いただき、タブレット端末を配付させていただく予定である。タブレット端末の配付に際しては、使用基準に基づき借用書等の書類を提出願う。なお、タブレット端末を活用して、2月特別議会の人事議案1件のデータを文書共有システムに入

れさせていただき、試行で確認いただくこととしている。また、文書共有システムのサイドブックス利用者講習会を2月14日（月）午後3時から2時間程度、全員協議会室で開催する予定である。当日は議長の進行のもと、業者の方の説明をリモートで受けながら、説明終了後に質疑を行っていただく形で進めていきたいと考えている。

<木曾委員長>

亀岡市議会タブレット端末及び文書共有システム等使用基準について、各会派の検討結果を報告願う。

<菱田委員>

この使用基準で進めていただき、必要に応じて見直していくことでお願いしたい。

<松山委員>

使用基準はこのままでいい、必要があれば議会運営委員会に諮って変更することによい。

<三上委員>

提案どおりの使用基準によい。

<藤本委員>

この使用基準のままでよい。

<木曾委員長>

提示いただいた使用基準のとおり決定する。使用基準にある借用書を配付するので、各会派でとりまとめていただき、事務局へ提出願う。タブレット端末の使用については、議員全員が共通した認識でなければならないので、利用者講習会には積極的に参加いただきたい。

(2) 議場内撮影許可の申請（市政記者クラブ、広報プロモーション課）

(3) 令和4年2月特別議会後の日程

[事務局長 説明]

<木曾委員長>

説明のとおり確認いただきたい。3月議会の議案送付については、紙ベースに加えてタブレット端末でも見ることができるのか。

<事務局長>

可能な範囲で試行的にタブレット端末ヘータを入れさせていただく予定である。正式には令和4～5年度に紙ベースとタブレットを併用し、令和6年度からタブレット端末のみの運用としている。

<木曾委員長>

2月特別議会と3月議会でタブレット端末に十分慣れていただきたい。

散会 10:36